

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を公募する。

令和 7 年 6 月 11 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 事業名
観光事業者のインバウンド対応促進事業に係る業務
- (2) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで

2 技術提案に参加できる者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の除外又は入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 都道府県税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 過去 3 年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、別添仕様書に定める業務と同種のものを受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部観光課

〒 700-8570 岡山県岡山市北区内山下 2 丁目 4 番 6 号

電話：086-226-7383（直通）

FAX：086-224-2130

E-mail : kanko@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記 3 の場所とする。

5 技術提案参加手続等

- (1) 仕様書等の配布期間

令和 7 年 6 月 11 日（水曜日）から 6 月 17 日（火曜日）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、閉庁日を除く。

(2) 仕様書等の配布場所

上記3の場所に同じ。なお、次の岡山県産業労働部観光課のホームページからダウンロードすることができる。（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/46/>）

(3) 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出期限等

ア 提出期限 令和7年6月17日（火曜日）午後5時

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参、電子メール又は郵送（書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。）

エ 提出書類 ①技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）

②納税証明書（最新決算年度の確定申告の法人税・法人事業税の納税証明書の写し、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書。発効後3カ月以内の原本又は写し）【各1部】

※ただし、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、上記納税証明書の提出は必要ないものとする。

③過去5年以内の類似業務実績（代表的なものに限る）

(4) 技術提案参加資格要件の審査及び通知等

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してのみ、令和7年6月25日（水曜日）までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年6月27日（金曜日）までに、上記3の宛先に電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。
なお、送信後には電話にて着信を確認すること。

6 仕様等についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この業務にかかる仕様等に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）で、令和7年6月11日（水曜日）から6月17日（火曜日）午後5時までに、上記3の宛先に、電子メールにより行うこと。なお、送信後には電話にて着信を確認すること。

(2) 質問に対する回答

電子メールにより提出された質問書の回答については、随時、上記5（2）の岡山県産業労働部観光課ホームページに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不適当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

(3) その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7 技術提案

技術提案に参加する者は、提案書を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提案書等の提出

ア 提出期限 令和7年6月30日（月曜日）午後5時（必着）

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。）

- エ 提出書類 ①技術提案書（様式第3号）【5部】
②見積書（任意様式）【5部】
 本事業に係る経費の見積及び内訳を具体的に示すこと。また、会社名、
 役員名及び代表者名を明記すること。
③組織概要書、役員名簿が書かれたもの（会社案内等）【1部】
④提案説明書【5部】

（2）留意事項

- ・提案説明書は、A4サイズとすること。
- ・提案説明書には、スケジュールを明記すること。
- ・採用が決定した者は、当該提案を基本として、本県と十分協議の上、事業を進めること。

8 技術提案書等の審査方法

（1）審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、技術提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、別途県が定める審査要領により、各提案内容について相対的に評価し、委託先を決定する。

（2）審査結果の通知方法

審査後、提案者あて通知する。

9 その他

- （1）提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- （2）提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- （3）提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- （4）審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- （5）提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- （6）採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- （7）提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- （8）デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。
- （9）審査経過については公表しない。
- （10）契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。